

## ◎国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

(令和七年五月一五日法律第三四号) (衆)

### 一、提案理由 (令和七年四月二四日・衆議院本会議)

○浜田靖一君 ただいま議題となりました各案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、国会において重要経済安保情報の提供を受ける際の手続やその他国会における重要経済安保情報の保護措置を定めようとするものであります。

…………… (略) ……………

各案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

### 二、参議院議院運営委員長報告 (令和七年五月九日)

○牧野たかお君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、国会において重要経済安保情報の提出を受ける際の手続その他国会における重要経済安保情報の保護措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の浜田衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、日本共産党の岩淵友理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。